

11 文部科学省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月31日)及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、主に、実績評価方式による評価と事業評価方式による事前評価が行われている。

実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標(基本計画別紙)」に掲げられた政策目標(13政策目標)及び施策目標(47施策目標)が対象となっている。また、事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業で、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象となっている。
- ③ 個々の研究開発については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制については、新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、文部科学省ホームページで公表されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 60件

- ① 政策目標名「生涯学習社会の実現」等13件すべて、施策目標名「教育改革に関する基本的な政策の推進等」等47件中42件(89.4%)、計60件中55件(91.7%)について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、個々の政策の特性に応じた達成度合いの判定基準が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組を行っている府省は、文部科学省のみである。

(イ) 事業評価方式による事前評価 16件

- ① 事業名「専修学校教育創造開発プラン(新規)」等16件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、8件(50.0%)である。
- ② 効果の把握の方法は、16件すべてが具体的に特定されている。一方、事後の検証を行う時期が特定されているものはみられない。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

また、効果の把握の方法を特定しておくことについて、平成20年度に比べて改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月31日)及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、「文部科学省政策評価基本計画」において、実績評価方式による評価、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価を行うこととされ、この3方式の適用に当たっては、有機的に機能させていくことが重要とされている(図表Ⅱ-11-①参照)。

- ① 実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標(基本計画別紙)」に掲げられた政策目標(13政策目標)及び施策目標(47施策目標)が対象とされている。
- ② 事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業のうち社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象とされている。
- ③ 事業評価方式による事後評価は、過去に事前評価が行われ当該年度に達成年度が到来する事業(以下「達成年度到来事業」という。)で、上記①実績評価方式による評価において当該事業に係る記述がないもの等が対象とされている。
- ④ 総合評価方式による事後評価は、政策の実施から一定期間を経過した特定のテーマに係る政策・施策等が対象とされている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。その政策評価を行うに当たっては、大綱的指針等を踏まえて行うこととされている。

規制については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ-11-① 文部科学省における政策評価の取組

| 評価対象政策 | | 事前評価 | 事後評価 |
|--|------------------------------|--|---|
| 一般政策 | 政策 (狭義) ・ 施策 レベル | <p><事業評価方式> (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規・拡充事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいもの等 実施状況：平成 14 年 9 月 30 件 15 年 8 月 40 件 16 年 8 月 53 件 17 年 8 月 51 件 18 年 8 月 66 件 19 年 8 月 69 件 20 年 9 月 86 件 21 年 9 月 36 件 21 年 12 月 16 件 ○ 規制に関するもの(注3) 実施状況：平成 17 年 3 月 9 件 18 年 3 月 2 件 19 年 3 月 1 件 | <p><実績評価方式> 対象：所管行政に係る主要な政策(「文部科学省の使命と政策目標」に掲げられた政策) 実施状況： 平成 14 年 7 月 42 件 15 年 7 月 42 件 16 年 8 月 42 件 17 年 8 月 42 件 18 年 8 月 45 件 19 年 8 月 53 件 20 年 9 月 60 件 21 年 9 月 60 件</p> |
| | 事務事業 レベル | | <p><総合評価方式> 対象：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策について、政策の実施後に実施 実施状況： 平成 15 年 3 月 2 件 18 年 3 月 1 件 19 年 12 月 1 件 20 年 9 月 2 件 21 年 11 月 1 件</p> |
| 義務付け4分野の政策 | 研究開発 事務事業 レベル | <p>○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 実施状況：平成 14 年 9 月 24 件 15 年 3 月 8 件 15 年 8 月 21 件 16 年 8 月 25 件 17 年 8 月 22 件 18 年 8 月 32 件 19 年 8 月 34 件 20 年 9 月 25 件 21 年 9 月 23 件 21 年 12 月 17 件</p> | <p>○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 -中間(継続)評価- 実施状況：平成 14 年 9 月 4 件 15 年 8 月 8 件 17 年 8 月 4 件 18 年 8 月 3 件 19 年 8 月 1 件 -事後評価- 実施状況：平成 16 年 8 月 3 件 20 年 9 月 1 件</p> |
| | 規制 事務事業 レベル | <p>○ 新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制 実施状況：平成 19 年 11 月 1 件 20 年 2 月～8 月 7 件 21 年 2 月 1 件</p> | |
| <p><特徴> 実績評価方式による評価において、各施策目標の下に、より具体的な達成目標を設定し、政策評価を行っている。 達成年度到来事業については、原則、実績評価方式によることとされ、実績評価に当該事業に係る「記述がない」もの等について、事業評価方式による評価を行うこととされている。 施策を対象とした総合評価についても行う仕組みとなっている。</p> | | | |

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を修正したものも含む。
3 事前評価の義務付け(平成 19 年 10 月 1 日)以前に行われたものに限る。
4 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－１－３、研究開発の評価についてはⅠ－２－１参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

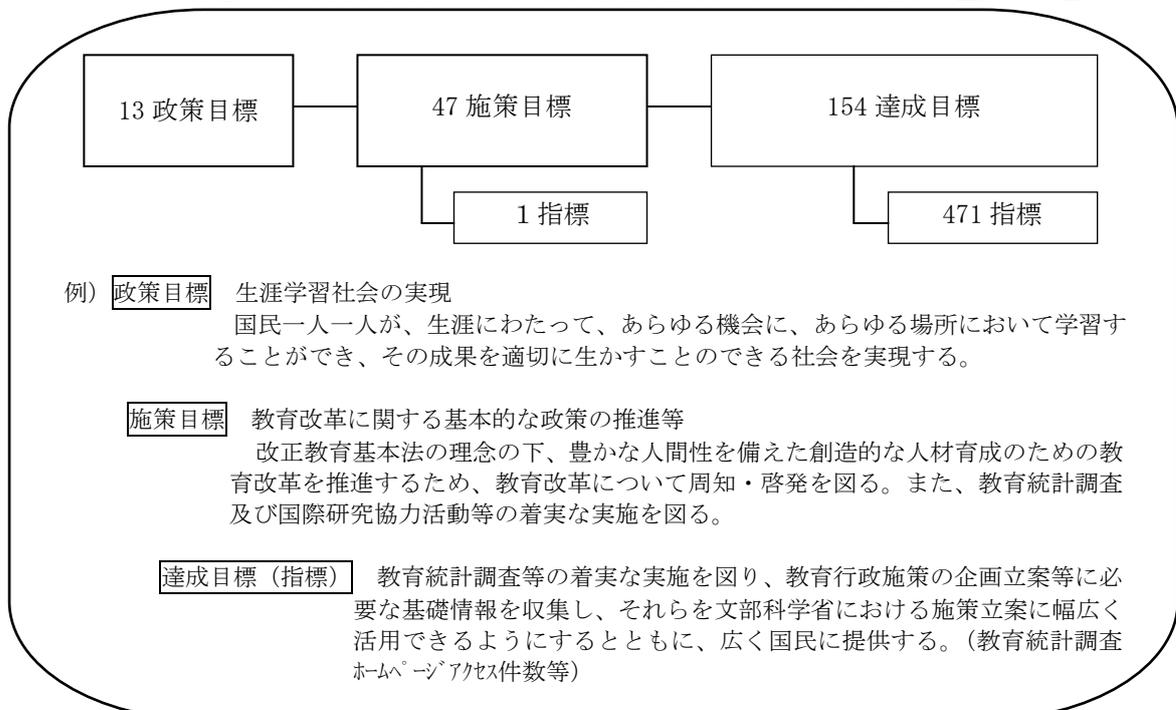
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 60 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

政策・施策の見直しや改善に資する情報を提供することを目的に、「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた 13 政策目標及び 47 施策目標並びに施策目標を実現するために設定された 154 達成目標に対する実績を測定することとされている。さらに、施策目標期間、達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価することとされている。具体的な達成状況を把握するための測定指標は、施策目標について 1 指標、達成目標について 471 指標が設定されている（図表Ⅱ－11－②参照）。

図表Ⅱ－11－② 文部科学省における実績評価方式による評価の基本構造

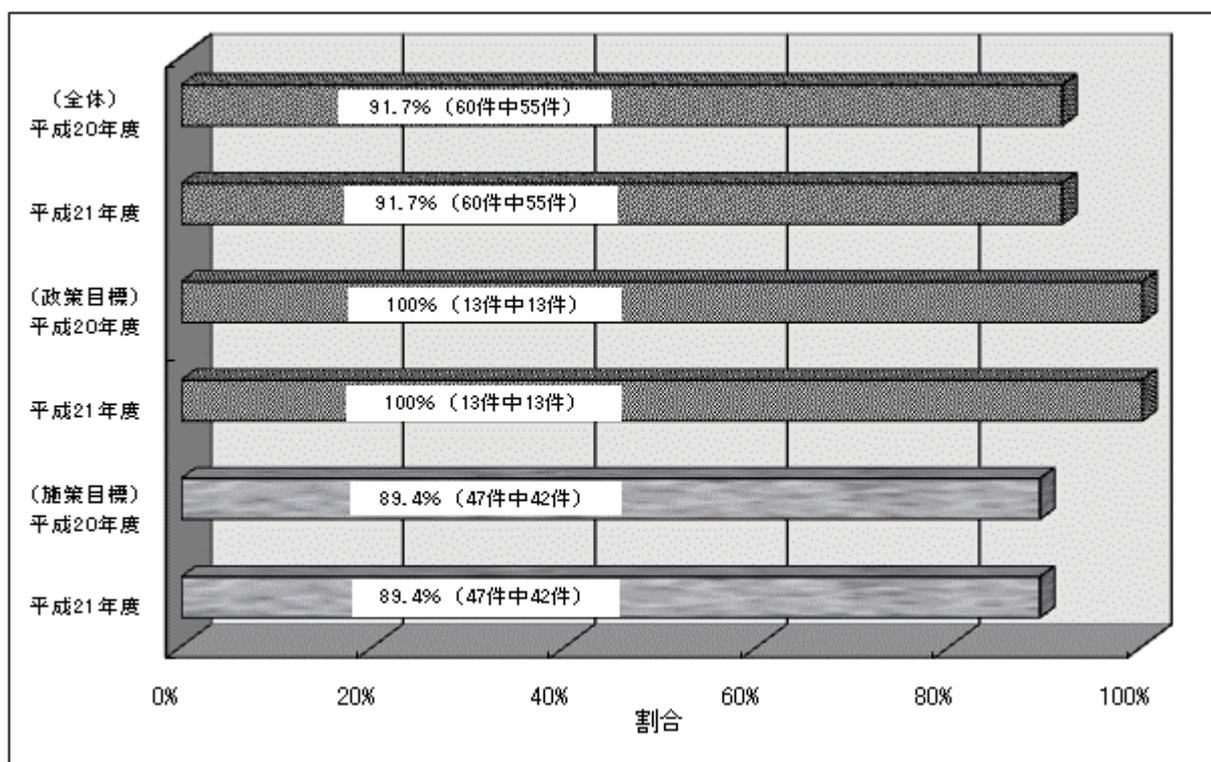


(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－11－③のとおり、平成20年度と同様に91.7%(60件中55件)である。そのうち、政策目標を対象とした評価では、100%(13件中13件)であり、施策目標を対象とした評価では89.4%(47件中42件)である。

図表Ⅱ－11－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式による評価においては、目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためにも、その判定がどのような基準に基づいて行われるのかを定量的な基準で示すことなどによりあらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

当省からの指摘等を踏まえ、平成17年度から、施策目標及び達成目標ごとに、個々の政策の特性に応じた「達成度合いの判断基準」を設定する取組が

行われており、21年度においても、すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、「達成度合いの判断基準」が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組が行われている府省は、文部科学省のみである（図表Ⅱ－11－④参照）。

図表Ⅱ－11－④ 個々の達成目標ごとに「達成度合いの判断基準」が設定されている例

| S＝想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗 A＝想定どおり達成・概ね順調に進捗 B＝一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった・進捗にやや遅れが見られる C＝想定どおりには達成できなかった・想定したとおりには進捗していない | |
|---|--|
| 政策名等 | 指標 |
| 政策目標 1 生涯学習社会の実現 | － |
| 施策目標 1－2 生涯を通じた学習機会の拡大 | － |
| 達成目標 1-2-6 大学・専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。（基準年度：19年度 達成年度：20年度） <u>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】</u> 指標の数値の対前年度比 S＝前年度に比べ指標イからハのすべて数値が増加 A＝前年度に比べ指標イからハのうち2つの数値が増加 B＝前年度に比べ指標イからハのうち2つの数値が減少 C＝前年度に比べ指標イからハのすべての数値が減少 | イ 学生以外の者を対象とした教育プログラムを提供する大学数 （19年度 213校 20年度 未調査） ロ 私立専修学校における社会人受入数 （19年度 77,250人 20年度 77,792人） ハ 私立専修学校における社会人受入学 校数 （19年度 1,296校 20年度 1,382校） |
| 評価結果：A 前年度に比べ指標イからハのうち2つ（ロ、ハ）の数値が増加 | |

（注） 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

（イ）事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも十分に開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

（審査の対象）

事業評価方式による事前評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された16件^{（注3）}を審査の対象とした。

（注3） 事業評価方式の事前評価については、平成21年9月に評価書が総務大臣に送付された後、22年度予算概算要求の組替えに伴う修正等が行われ、同年12月に改めて評価書を送付された。これを踏まえ、平成21年12月に送付された評価書を審査の対象とした。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点）

事前評価を実施した政策等について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的な検証を適切に行うためには不可欠であり、図表Ⅱ－11－⑤のとおり、16件すべてについて政策の効果の把握の方法が特定されている。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

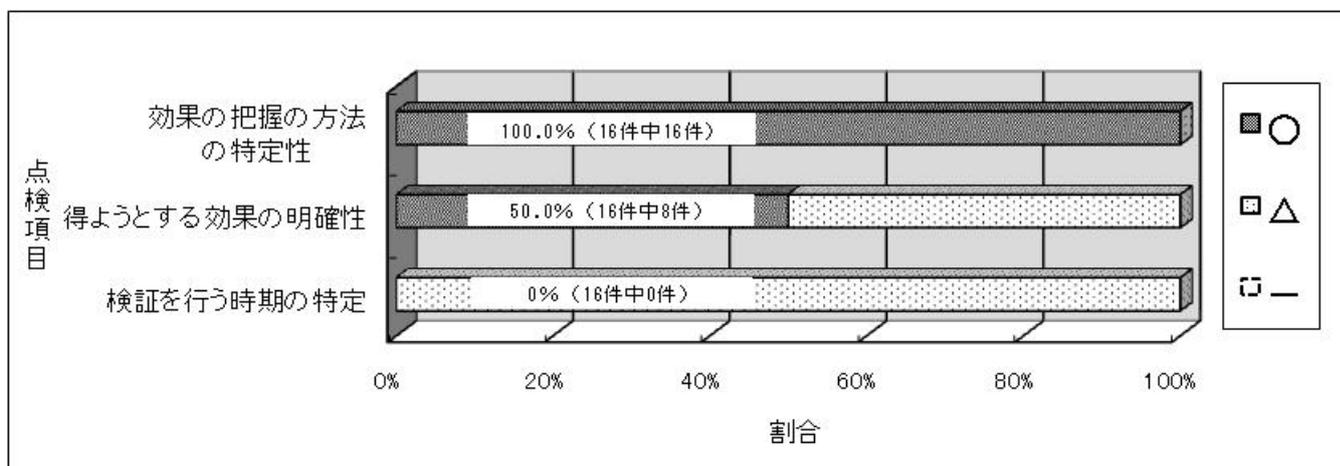
政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

しかし、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－11－⑤のとおり、16件中8件（50.0%）であり、平成20年の86件中57件（66.3%）と比べて減少している。残りの8件（50.0%）については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、図表Ⅱ－11－⑤のとおり、事後的検証を行う時期が特定されているものはみられず、平成20年の86件中15件（17.4%）と比べて減少している。（注4）。

（注4） 事後的検証を行う時期が特定されていないものについては、基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定されている。

図表Ⅱ－11－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



（注）1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされている

など、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。

「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

（ア）実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

（イ）事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

また、効果の把握の方法を特定しておくことについて、平成21年度においては、20年度から改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。